

令和6年度
石垣市放課後児童クラブ

【新川小学校・石垣小学校放課後児童クラブ】

入所申込み案内

★4月入所申込み

受付期間：令和5年12月1日（金）～令和5年12月28日（木）
受付時間：午前8時30分～午後5時15分
受付場所：石垣市役所子育て支援課窓口、新川小・石垣小放課後児童クラブ
※郵送での受付は行っておりません。
決定通知時期：令和6年1月

※書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。
※兄弟姉妹で申込みをする場合は、就労証明書等はコピーでも対応可能ですが、
窓口でコピーは行いませんので、各自でご用意の上ご提出ください。
※提出・確認書類等については、有効期限内のもの又は発行から3ヶ月以内の
ものとしてします。

★5月以降入所申込み ※4月1日～石垣小学校放課後児童クラブはクラブへ直接
入所申込みとなります。

受付場所：石垣市役所 子育て支援課（TEL：0980-82-1704）

入所希望月	申込受付開始日	申込受付期限	内定通知時期
5月	令和6年3月1日（金）	令和6年4月15日（月）	入所希望月の前月下旬
6月		令和6年5月15日（水）	
7月		令和6年6月17日（月）	
8月		令和6年7月16日（火）	
9月		令和6年8月15日（木）	
10月		令和6年9月17日（火）	
11月		令和6年10月15日（火）	
12月		令和6年11月15日（金）	
1月		令和6年12月16日（月）	
2月		令和7年1月15日（水）	
3月		令和7年2月17日（月）	

【お問い合わせ先】

・入所について

石垣市福祉部こども未来局子育て支援課
石垣市字真栄里672番地
TEL：0980-82-1704

・クラブ利用について

●新川小学校放課後児童クラブ
石垣市新栄町74番地（新川小学校内）
TEL：070-2646-4282

●石垣小学校放課後児童クラブ
石垣市字石垣204番地（石垣小学校内）
TEL：0980-87-8570

も く じ

- 放課後児童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- 開所時間・利用料について・・・・・・・・P3
- 申込みから入所までの流れについて・・・・・・・・P4
- 入所申込みに必要な書類・・・・・・・・P5
- 入所後について・・・・・・・・P7
- 石垣市の放課後児童クラブ一覧・・・・・・・・P9



放課後児童クラブとは

○放課後児童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的に行う放課後児童健全育成事業です。

○放課後児童クラブの活動内容

放課後児童の健康管理、安全確保につとめ、情緒の安定を図る。

1. 遊びをとおしての自主性、社会性、創造性を培う。
 2. 児童の遊びの活動状況把握と家庭との連携。
 3. 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援。
- その他、放課後児童の健全育成上必要な活動。

○対象となる児童および入所期間

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、市内の小学校に就学しており、その保護者が下表のいずれかの事情により、昼間に養育を受けることができない児童が対象となります。

※ただし、新川小・石垣小放課後児童クラブについては、それぞれの小学校に通う児童（1年生から6年生）のみ対象となります。

No.	入所事由		入所できる期間
1	就労	居宅外または居宅内の就労のため。	就労する期間で、最長で年度末（3月31日）まで。
2	出産	出産のため。	産前6週及び産後8週（最長で年度末まで）
3	入院	入院のため。	入所を必要とする期間 （最長で年度末まで）
4	疾病・負傷	疾病、もしくは負傷のため。	
5	障害	心身に障がいをもっているため。	
6	介護・看護	同居及び別居の親族を常時介護・看護するため。	
7	就学	学校へ通うため。	就学する期間（最長で年度末まで）
8	災害	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたるため。	災害復旧が完了するまでの期間（最長で年度末まで）
9	求職	求職活動のため。	90日間（最長で年度末まで）

開所時間・利用料について

○開所時間と休所日

【開所時間】

	授業のある日	授業のない日
新川小学校放課後児童クラブ	授業終了時～午後 7 時	午前 8 時～午後 7 時
石垣小学校放課後児童クラブ	授業終了時～午後 6 時半※	午前 8 時～午後 4 時半※

※新施設への移転後は、授業のある日：授業終了後～午後 7 時 授業のない日：午前 8 時～午後 7 時に変更になります。

【休所日】 日曜日、国民の祝日、慰霊の日（6月23日）
 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
 ※台風などの天災やインフルエンザ等の感染症等の理由により、
 学校が臨時休校の日は、放課後児童クラブも休所となります。

○利用料等について

- ・利用料 月額 8,000 円以内
 - ・おやつ代
 - ・教材費
 - ・雑費
- } 実費相当

長期休業日はさらに下記の金額が加算されます。

- ・夏季休業の期間 5,000 円以内
- ・冬季休業の期間 2,000 円以内
- ・学年末休業の期間 1,000 円以内
- ・学年始休業の期間 1,000 円以内

※利用料等は、所属する小学校放課後児童クラブにて定められた方法で、納付してください。

※お支払いの期限は毎月末日までとなります。

※月の途中で入退所した場合は、利用料等、月額でお支払いいただく料金は、放課後児童クラブの開所日数に応じ、日割りにより計算します。

○利用料の減免について

次の場合は、利用料の減免を受けることができます。ただし、減免申請書を提出していただく必要があります。

保護者の状況	減免の割合
生活保護世帯	全額免除（※利用料減免申請書要提出）
災害、病気、その他やむを得ない事由により利用料を納付することが困難になった場合	市税の減免に関する要綱に基づき減免（※利用料減免申請書要提出）
ひとり親世帯（母子父子世帯） ※児童扶養手当又は、母子及び父子家庭等医療費助成の受給者	半額免除（利用料補助事業適用のため、別途手続きが必要）

※おやつ代・教材費等の実費負担額は減免の対象になりません。

※上記表中以外の世帯については、同一世帯から同時に2人以上の児童が放課後児童クラブに入所する場合においても、利用料等の減免はありません。

申込みから入所までの流れについて

利用の申込み（受付）

申込期間を過ぎた場合、書類の不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。
受付期間後、入所事由（勤務時間の変更、退職、出産・育児休業取得等）や世帯状況が変わった場合は速やかに変更申請を行ってください。



書類審査

電話等による勤務状況や世帯状況など申込内容の確認を行います。申込書や提出書類に虚偽がある場合、勤務確認が取れない場合などは入所できません。入所決定後については取消し、利用開始後については事実の分かった月の末日で退所となる場合があります。



利用調整（選考）

※原則として市が定める基準により保育の必要性の高い方から選考します。先着順ではありません。



入所決定

※入所決定者へは入所決定通知書にてお知らせします。



放課後児童クラブ利用開始



入所保留（待機）

※入所保留の方へは入所保留通知書にてお知らせします。
※入所保留となった場合は空き待ちになり、翌月以降の入所対象となります。
※利用調整は退所等により、定員に空きがあった場合にのみ行われます。
※入所申込書は、令和7年3月入所選考まで有効です。

選考基準について（令和4年度より実施）

継続希望者の場合も申し込みが必要となります。また、定員を超える申し込みがあった場合は、市が定める基準により保育の必要性の高い方から選考いたします。

入所申込みに必要な書類

【すべての方が必要な書類】

1. 石垣市放課後児童クラブ入所申込書（様式第1号） ※児童ひとりに1枚必要です。
記入漏れのないようにご注意ください。
2. 放課後児童クラブ児童調査票 ※児童ひとりに1枚必要です。
放課後児童クラブで安全に過ごせるよう、利用日やお子様の健康状態等をご記入いただくものです。
3. 保護者、同居の祖父母等が昼間に児童を養育できないことを証明する書類
下記のとおり、理由ごとに書類の提出をお願いします。
※保護者（父母）、20歳以上60歳未満の同居人（祖父母等）を含む全員分必要です。
（住民票で世帯分離をしていますが、同一家屋に住み、電気・ガス・水道等の光熱費を一緒に負担している場合、同一世帯とみなします。）
※各種証明書類は過去3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
※兄弟姉妹で申込みをする場合、コピーでも対応可能です。

保護者の状況	提出書類
勤務または採用予定の方	就労証明書（指定様式）
妊娠・出産の方	母子手帳の写し ※表紙と出産日又は予定日が記載されているページ
保護者自身が入院中の方	診断書（病名、治療期間、保育できない状態かどうか）
保護者自身が疾病、負傷中の方	診断書（病名、治療期間、保育できない状態かどうか）
保護者自身が障害の方	①診断書（病名、保育できない状態かどうか） ②障がい者手帳等の写し
家族の介護、看護をしている方（同居、入院等）	①介護・看護を受ける方の診断書 ②介護保険被保険者証の写し（介護認定を受けている方のみ）
求職中の方	求職活動申立書 ※求職受付票（ハローワークカード）をお持ちの方は写しを添付
就学中の方	①在学証明書の写し ②日程表の写し（授業日数、時間が確認できるもの） } ①、②両方提出が必要
災害復旧にあたっている方	被災証明書（消防署にて発行）
ひとり親世帯の方	児童扶養手当証書又は、母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証の写し

※ 保護者の状況、勤務先等に変更があった際は、速やかに変更後の証明書をご提出ください。

【該当する方のみ提出が必要な書類】

1. 利用料減免申請書

下記の減免事由に該当する場合に、提出いただくものです。

この申請書及び添付書類が提出されないと減免されませんので、該当する場合は必ず提出をお願いします。

減免の事由	添付書類
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
災害、病気、その他やむを得ない事由	左記の減免事由に至る前後の収入状況がわかる書類（所得課税証明書等）

※利用料減免申請書は児童1人につき1枚、提出が必要です。

※減免決定を受けた方で、減免に係る申請事由の消滅等、変更があったときは、速やかに放課後児童クラブまたは市役所子育て支援課へ提出してください。

※ひとり親世帯（母子父子世帯）の場合は、石垣市が実施している「ひとり親への利用料補助事業」を利用し、対象者へは基本利用料を半額にしています。（審査あり）

★注意事項★

- 入所の可否について、ご提出いただいた利用申請書及び就労証明書等に基づき審査し、決定します。**申請書を提出した時点で、入所が決定するわけではありませんのでご注意ください。**また、頂いた個人情報については個人情報保護規定に則り適正に管理いたします。
- 年度の途中で入所を希望する場合は、**入所希望月の前月の15日までに**入所申込書等必要書類を放課後児童クラブまたは市役所子育て支援課へ提出してください。
- 年度の途中で休所を希望する場合は、**休所希望月の前月の15日までに**市の窓口へ休所届を提出し、放課後児童クラブへも連絡してください。**（過ぎた場合おやつ代等発生する場合があります。）**
- 年度の途中で退所を希望する場合は、利用料等に影響しますので、**速やかに**退所届を放課後児童クラブまたは市役所子育て支援課へ提出してください。退所届の様式は放課後児童クラブにもあります。
- おやつ及び給食については、食物アレルギーがある児童以外は皆さんに提供するようになっています。アレルギーのある児童は、おやつ及びお弁当を持参していただきます。放課後児童クラブでの代替食等の対応はできませんので、ご了承ください。
また、アレルギーのある児童がおやつを希望しない場合、おやつ代は全額免除となります。
- 児童調査票はお子様の状態をよりよく理解し、保育に役立てることを目的とするものです。回答内容によって入所をお断りする等の不利益はございませんのでご安心ください。

その他、不明な点等ございましたら、放課後児童クラブまたは市役所担当課までお問い合わせください。

入所後について

○一日の生活（例）

平日

小学校休業日

長期休業日

放課後	☆ただいま
	☆おやつ
	☆宿題
	☆自主活動
19時	☆さようなら

8時	☆おはよう ☆学習 ☆自主活動
12時	☆昼食 ☆自主活動
	☆おやつ ☆自主活動
19時	☆さようなら

○お休みする場合

欠席などの連絡は、保護者から放課後児童クラブにお願いします。
特に無断欠席は、事故の原因にもなりますので必ず連絡してください。

○送迎について

・登所・降所時、習い事等への送迎はありません。

※塾や習い事に通う場合は、基本的には保護者の方がお迎えに来てから習い事等へ通っていただくようお願いいたします。もし児童が自分で通う場合は保護者の方とよく相談、約束をしてから通うようお願いいたします。

塾や習い事、部活は申込みの際に児童調査票にてお知らせください。また、塾や習い事の追加・変更がある場合もお知らせください。

・小学校休業日の登所について

小学校休業日の朝は、必ず保護者の責任において、児童が安全に登所できるようにしてください。（児童の安全を考慮し、できる限り直接支援員に引き渡してください。）

・降所について

降所時については、必ず開所時間内に保護者が迎えにきていただくようお願いいたします。児童がひとりで帰る場合は、保護者の方とよく相談・約束をし、支援員にも連絡するようお願いいたします。

○昼食について

・土曜日、長期休業日の昼食は原則としてお弁当を各自、持参していただくようお願いいたします。

○おやつについて

放課後児童クラブでは、夕方まで過ごす児童への補食として、おやつを出しております。
衛生面等を考慮し、その場での完食を基本としています。
そのため、原則、おやつのお持ち帰りは出来ませんので、ご了承ください。

ただし、おやつを食べる前に保護者がお迎えに来た場合で、当日のおやつが持ち帰り可能なもの（スナック菓子や個別包装のもの）の場合は、お帰りの際に保護者の方にその日のおやつを出来る限りお渡しします。その際は下記の点にご注意ください。

★持ち帰ったおやつは、賞味期限や衛生面からも、その日のうちに食べるようにしてください。放課後児童クラブをお休みした日の、おやつを取り置きやおやつ代の減免はできませんので、ご了承ください。

石垣市の放課後児童クラブ一覧

No.	施設名	住所	電話番号
1	新川小学校放課後児童クラブ	新川小学校内	070-2646-4282
2	石垣小学校放課後児童クラブ	石垣小学校内	82-1704(当面の間)
3	とのしろ学童クラブ	登野城 244	080-6498-6076
4	どんぐりの学童	新川 2307-2	83-2755
5	どんぐり第二学童クラブ	新川 2313-6	83-2755
6	がくどうクラブちゅらハウス	登野城 891-1	88-7279
7	こどもの家学童室	平得 41-1	87-6171
8	がくどうひなわし	平得 120-9	080-6488-5316
9	マーペー学童クラブ	野底小学校内	080-6485-1870
10	ゆいまーる学童クラブ	伊野田小学校内	090-8750-5745
11	みかわ学童クラブ	川原小学校内	080-8582-7276
12	こども創造塾そらとかぜ	真栄里 101	87-9148
13	とのしろ学童クラブ青空	登野城 248 1F	080-6498-6076
14	はなまる学童クラブ	宮良地区内	080-3960-8811
15	みらいの宝学童クラブ	新栄町 22-1	87-7747
16	志来帆&しらほ学び館	白保地区	080-1768-2911
17	虹の和学童クラブ	大浜 676	090-6864-2157
18	虹の和第二学童クラブ	大浜 676	080-4266-6651
19	しらほ学童クラブ	白保 118	090-1944-6105
20	わかば学童クラブ	川平地区内	87-6800
21	FCA 学童石垣校	平得 163-2	070-9098-8178
22	学童クラブ湊	登野城 373	070-3803-3710
23	さとうみ児童クラブ	登野城 1276-5	080-6495-8663

※ No.1、2 以外の放課後児童クラブの入所申込等につきましては、
各児童クラブにお問い合わせください。